

## 誓約書

加古川市ゼロカーボンパートナー省エネ設備導入補助金を受けるにあたり、下記の事項について誓約します。

- 1 申請書の内容に相違はありません。
- 2 この補助金の交付事務に関し、貴市から問い合わせがあることを了承します。
- 3 申請書一式に不備等があり、貴市から連絡があった場合は、誠実に対応します。
- 4 市から資料の提供や現地調査等の要請があった場合は、誠実に対応します。
- 5 二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和4年3月30日環政計発第2203301号）第29条第1項第1号に規定する法令等を遵守します。
- 6 対象となる事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付します。  
※一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、この限りでない。
- 7 交付対象設備は、中古品ではありません。
- 8 交付対象設備は、他の法令又は予算制度に基づき国、県その他の団体の負担又は補助を得て実施する設備導入ではありません。
- 9 法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について J-クレジット制度への登録は行いません。
- 10 加古川市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第1号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団を利することとならないよう措置を講じて暴力団排除に協力します。
- 11 次の各号のいずれにも該当しません。
  - (1) 条例第2条第1号に規定する暴力団
  - (2) 条例第2条第2号に規定する暴力団員
  - (3) 加古川市契約からの暴力団排除に関する要綱（以下「要綱」という。）別表第2項に規定する暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
  - (4) 要綱別表の第3項から第5項までに規定する事業者
- 12 前2項に違反したときには、補助金の交付決定の取消し、違約金の請求その他の貴市が行う一切の措置について異議を述べません。
- 13 本事業に関連し、暴力団等から業務の妨害その他の不当な手段による要求を受けたときには、貴市に報告するとともに加古川警察署長に届け出て、捜査上必要な協力を行います。

年 月 日

(誓約者)

住 所：

法人名（屋号）：

代表者職・氏名：

(署名又は記名押印)